

宮崎県外国人材マッチング連携機関募集要項

令和 8 年 4 月 23 日
宮崎県総合政策部産業政策課

第 1 目的

一定の要件を満たした外国人材の紹介・受入支援事業を行う監理団体・人材紹介会社を「宮崎県外国人材マッチング連携機関」（以下「連携機関」という。）として事前に登録し、宮崎県外国人材受入・定着支援センター（以下「センター」という。）が、県内事業者と、県内事業者の人材ニーズに合わせた連携機関とのマッチングを行い、外国人材の雇用を支援することで、県内産業に必要な人材の確保を図る。

本要項は、連携機関の登録に係る事項を定めるものである。

第 2 連携機関の役割

- (1) 連携機関は、センターにおいてマッチングした県内事業者に対して、当該事業者の人材ニーズや求人情報等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材の紹介・受入支援をすること。
- (2) 外国人材の採用手続きについては、連携機関と事業者とで直接やり取りを行うこととするが、進捗については定期的にセンターに報告を行うこと。

第 3 登録申込み

連携機関の登録を希望する者は、「宮崎県外国人材マッチング連携機関登録申込書」（様式 1）（以下「登録申込書」という。）を、第 5 に定める確認資料を添付した上で、県（産業政策課）に提出するものとする。

第 4 登録要件

県は、次の要件を全て満たす場合、連携機関として登録を行うものとする。

(1) 監理団体

- ① 県内または隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）に活動の拠点があり、本県において監理団体としての活動が可能であること。
- ② 一般監理団体であること。
- ③ 提携する送出機関における来日前教育が、以下のいずれにも該当すること。
 - ア 3ヶ月以上の講習が行われていること。
 - イ 日本人または日本語能力試験（J L P T）N 2 レベル相当以上の日本語能力を有する者が教育に携わっていること。
 - ウ 宮崎の魅力の P R が可能であること。

(2) 人材紹介会社

- ① 県内または隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）に活動の拠点があること。
- ② 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業の許可または同法第 33 条第 1 項に規定する無料職業紹介事業の許可を受け、本県において外国人材の紹介を取り扱うことができること。
- ③ 登録支援機関の登録を受け、特定技能外国人材の受入に係る支援が可能であること。

- ④ 日本国内の事業者に対する外国人材の紹介事業の経験が3年以上あること。
- ⑤ 国外から人材を紹介するにあたり、提携する送出国機関や教育機関等において実施される来日前教育が、以下のいずれにも該当すること。
 - ア 3ヶ月以上の講習が行われていること。
 - イ 日本人または日本語能力試験（J L P T）N 2 レベル相当の日本語能力を有する者が教育に携わっていること。
 - ウ 宮崎の魅力のP Rが可能であること。

(3) 共通

- ① 登録申込を行う日の前日から3年間、労働関係法令及び出入国管理関係法令の重大な違反を行っていないこと。
- ② 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

第5 確認資料

連携機関は、第3により登録を申し込む場合は、「登録申込書」（様式1）に、「様式1別紙」及び以下の確認資料を添付すること。

(1) 監理団体

- ① 県内または隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）に活動の拠点があることを確認できる

資料（第4（1）①関係）

② 監理団体許可証の写し（第4（1）②関係）

③ 提携する送出機関における来日前教育の実施期間、プログラム内容、教員の実施体制が確認できる資料（第4（1）③関係）

（2）人材紹介会社

① 県内または隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）に活動の拠点があることを確認できる資料（第4（2）①関係）

② 有料職業紹介または無料職業紹介の許可証の写し（第4（2）②関係）

③ 登録支援機関登録通知書の写し（第4（2）③関係）

④ 外国人材の紹介事業の経験年数が確認できる資料（第4（2）④関係）

⑤ 提携する送出機関や教育機関等における来日前教育の実施期間、プログラム内容、教員の実施体制が確認できる資料（第4（2）⑤関係）

（3）共通

第4（3）①～⑦を全て満たすことを誓約する「宮崎県外国人材マッチング連携機関登録誓約書」（様式2）（以下「誓約書」という。）

第6 登録

（1）県は、第3に基づき登録申込書の提出があった場合は、その内容の審査を行うものとする。

（2）上記審査の結果、連携機関として登録する場合は、申込者に対し「宮崎県外国人材マッチング連携機関登録通知書」（様式3）を交付するものとする。

（3）県は、登録した連携機関に係る次の事項を県ホームページに公表する。

① 県内事業者に対する支援を行う拠点の所在地

② 取扱い可能な国、業種、在留資格

③ 監理費、人材紹介手数料、特定技能支援費、その他必要経費のうち公表可能なもの

④ 連携機関の特徴（来日前教育や採用後のサポート、体制、受入実績等）

第7 変更の届出

第6（2）の登録通知を受けた連携機関は、登録申込書に記載した事項に変更（人事異動等による担当者の連絡先変更を含む。）があった場合は、速やかに「宮崎県外国人材マッチング連携機関登録変更届」（様式4）を提出するものとする。

第8 登録停止・取消

県は、連携機関が次の事項のいずれかに該当すると認めた場合、連携機関としての登録を停止、または登録の取消を行うことができる。

（1）登録申込書及び確認書に虚偽の事項を記載したと認められるとき。

（2）偽りその他不正な手段により第4の登録要件を満たしたと認められるとき。

（3）第4の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。

（4）第7に規定する変更の届出を怠ったとき。

（5）連携機関としての登録辞退の意向を、書面により県に提出したとき。

（6）県が、連携機関としての適格性を欠くと判断する事案や事実の発生を認知したとき。

第9 その他

- (1) 県は、連携機関に対し、連携機関としての登録要件を満たしているか、定期的に確認することとする。この場合、連携機関は別途定める期限までに、県に対し、必要書類の提出を行うこと。
- (2) 県は、必要に応じ、連携機関に対し、紹介案件の進捗状況やマッチング実績等に係る照会を行うこととする。この場合、連携機関は別途定める期限までに、県に対し、回答を行うこと。
- (3) 連携機関がセンター紹介案件により収集・取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいう。）については、同法のほか、連携機関自身が個人情報保護に関する規則等を定め、適切に取り扱うこと。
- (4) 連携機関は、センター紹介案件に伴う業務に関し、県に対して一切の費用・対価などを請求してはならない。
- (5) センター紹介案件について、外国人材の紹介に係る契約を締結する場合は、県内事業者と連携機関で直接締結すること。また、紹介に係る費用についても、連携機関が県内事業者に直接請求すること。
- (6) 連携機関は、センター紹介案件に関し、サービス利用事業者や第三者との間で紛争や損害賠償等の法的責任が生じた場合は、自らの責任においてこれを処理すること。また、連携機関が、センター紹介案件に係る業務等の実施に伴い、何らかの損害を被った場合についても、県は一切の責任を負わないものとする。